

遺留分減殺請求事件について

事案の概要

本件は、被上告人らが、被相続人の遺言により被相続人の遺産を相続した上告人に対し、民法（平成30年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）1031条による遺留分減殺請求権の行使に基づき、被相続人の遺産のうち土地について持分移転登記手続等を求める事案である。

上告人は、被上告人らに対し、被上告人らが遺留分減殺によって取得した土地の各持分について、民法1041条1項により価額の弁償をする旨の意思表示をした。

〔参考〕

○民法1031条

遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

○民法1041条1項

受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

原判決及び争点

◇ 原判決は、上告人に対し、被上告人らが遺留分減殺によって取得した土地の各持分について、上告人が価額弁償金を支払わなかったことを条件とする持分移転登記手続を命ずるとともに、上記価額弁償金の支払を命ずるなどした。

◇ 本件の争点は、上告人に対して上記価額弁償金の支払を命ずることの当否である。